

第 2 期

江別市子どもの読書活動推進計画

平成 2 6 年度～平成 3 0 年度



江別市教育委員会

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 国の動向	1
2 北海道の動向	2
<参考>	3

第2章 江別市子どもの読書活動推進計画 第1期の成果と課題

1 第1期計画の基本目標	5
2 計画の対象	5
3 計画の期間	5
4 基本目標に対する取り組み	5
1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	5
（1）家庭における子どもの読書活動の推進	5
（2）学校等における子どもの読書活動の推進	6
（3）情報図書館における子どもの読書活動の推進	9
（4）保健センター等における子どもの読書活動の推進	9
2 子どもの読書環境の整備・充実	10
（1）家庭、地域等における読書環境の整備	10
（2）学校図書館の整備・充実	11
（3）情報図書館児童サービスの充実	13
3 子どもの読書活動に関する理解と普及等	15
（1）「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」における行事の実施	15
（2）「文字・活字文化の日」における行事の実施	15
（3）広報誌等による理解の促進	15

第3章 子どもの読書活動推進のための方針

1 子どもの読書活動の意義	16
2 子どもの読書活動の現況	16
3 三つの基本目標	16
4 計画の対象	17
5 計画の期間	17
6 計画の体系	18

第4章 子どもの読書活動推進のための取り組み

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進	19
基本目標2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備	21
基本目標3 子どもの読書活動の普及・啓発	23

第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理	25
2 成果指標	25

第2期江別市子どもの読書活動推進計画策定経過	27
------------------------	----

計画策定関係者名簿	28
-----------	----

第1章 計画策定の趣旨

江別市では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、北海道が策定した「北海道子どもの読書活動推進計画」を基に、本市の実情等を踏まえながら、子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するために、「江別市子どもの読書活動推進計画」（第1期計画）を平成19年3月に策定しました。

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条の中で、子どもの読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とされており、社会全体でその推進を図る必要があります。この基本的な認識は不変のものですが、その後の社会構造の変化などを踏まえ、国や北海道においては、下記の「動向」に記載のとおり、計画の改定を行っています。

このようなことから、江別市においても、子どもの読書活動の推進により一層取り組んでいくため、現行計画の成果と課題を踏まえ、このたび第2期計画を策定するに至ったものです。

1 国の動向

国においては、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。平成17年7月の「文字・活字文化振興法」の施行を経て、平成19年6月には「学校教育法」を一部改正し、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言を新たに盛り込みました。その後に実施された新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されています。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。

第二次基本計画期間中においては、平成20年6月に図書館法が一部改正され、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することなどが追加されたほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受けて「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正されるなど、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。

そして、第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し

た上で、平成25年5月におおむね向こう5年間の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」）が閣議決定されました。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の基本的方針及び推進方策の柱

● 基本的方針

- ア. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
- イ. 子どもの読書活動を支える環境の整備
- ウ. 子どもの読書活動に関する意義の普及

● 推進方策

- ア. 家庭における子どもの読書活動の推進
- イ. 地域における子どもの読書活動の推進
- ウ. 学校等における子どもの読書活動の推進
- エ. 民間団体の活動に対する支援
- オ. 普及啓発活動

2 北海道の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、北海道教育委員会は、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」（「第一次計画」）を策定し、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

その後、平成20年3月には、平成20年度以降おおむね10年間を計画期間とした「北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）」を策定し、その施策項目の一つとして、「読書活動の推進」を掲げるとともに、「第一次計画」をもとに進めてきた平成19年度までの5年間の成果と課題を踏まえて、「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」（「第二次計画」）を策定しました。

「第二次計画」を推進する中、平成24年1月には、本道における子どもの読書活動の状況と課題を踏まえ、子どもの読書活動の推進に対応する具体的な取組を示した「子どもの読書活動推進プログラム」を策定し、取り組みを進めています。

さらに、これまでの「第一次計画」及び「第二次計画」を引き継ぐとともに、「子どもの読書活動推進プログラム」における読書活動推進のための指針や取組事例を踏まえ、施策の総合的・計画的な推進を図っていくため、平成25年3月に平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とした「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」（「第三次計画」）が策定されました。

<参考>

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）（抜粋）

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び



情報図書館 館内

都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第2章 江別市子どもの読書活動推進計画 第1期の成果と課題

1 第1期計画の基本目標

第1期計画では、次のように計画の基本目標を設定しました。

- ①子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ②子どもの読書環境の整備・充実
- ③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

2 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体を対象としました。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下としています。

3 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成25年度までの7年間とし、必要に応じ計画の見直しを行うこととしました。

4 基本目標に対する取り組み

第1期計画で設定した基本目標に対して、以下のとおり具体的な取り組みを進めてきました。

第1期計画では、成果指標をほとんど設定していませんでしたが、成果を検証するに当たり、適当な指標を選び、年度ごとの実績の推移がわかるようにしました。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

ア) 本に親しむ機会の提供

- ・情報図書館や学校・子育て支援センター・幼稚園・保育園等で、子どもの身近なところに常に本があるような環境を整えるため、本に親しむ機会や情報を継続的に提供してきました。
- ・3歳～5歳の未就学児を対象とする「青空子どもの広場」で行っている絵本の読み聞かせを通じて、子どもたちが本に親しみ、情操を養うとともに、保護者の子どもの読書に対する関心を高める機会を継続的に提供してきました。

イ) 訪問による絵本の配布

平成20年度から「親と子の絵本事業」が開始され、家族のコミュニケー

シヨンの時間を作っていただけるよう、満1歳未満児に絵本をお届けしています。保護者が自分の肉声で読み聞かせることにより、豊かな情感の交流やゆとりが保護者と子どもの双方にもたらされることを期待しています。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
訪問世帯数	世帯	-	591	694	783	746	728
訪問割合※	%	-	98	98	98	98	98

※訪問割合：絵本配布人数／満1歳未満の乳児を持つ保護者数

【課題】

家庭文庫^(※1)との連携については、これまで情報図書館において活動実績など現状の把握が十分ではなかったことから、現状の把握と連携に向けた取り組みについて検討を進めます。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

①幼稚園や保育園等における子どもの読書活動の推進

ア) 広報誌の発行

幼稚園や保育園等に通う子どもたちが絵本や童話などを身近に感じて親しむことができるよう、情報図書館では各園に定期的に「おすすめえほん」リスト(2種類)を発送するとともに、毎月「じどうしつだより」を送付するなど、情報提供に努めてきました。

イ) 幼稚園での活動

幼稚園では、日々の活動の中で「読み聞かせ」等を行うなど絵本等に親しむ機会を設けたほか、絵本の貸出を実施しました。また、未就園児を対象とした「おはなし会」を実施しました。

ウ) 保育園等での活動

日常保育において、子どもたちの年齢や興味に応じて絵本の読み聞かせを実施したほか、希望する場合は貸出も行っており、絵本に親しむきっかけとなっています。

②児童生徒の読書習慣の確立／読書指導の充実

ア) 読書週間の取り組み

読書週間の取り組みは、学校行事として各学校で位置付けられ、内容も充実したものとなっており、本に対する興味や関心を高める機会となってきました。

※1) 家庭文庫

個人が自宅を開放し、図書の閲覧や貸し出し、子どもを対象とした「おはなし会」や読み聞かせを行う私設の図書館類似施設のこと。

イ) 学校における読書活動の推進

- ・各教科や総合的な学習の時間等を通して、読書活動や調べ学習^(※2)を行い、学校図書館の活用を図ってきました。
- ・PTA等のボランティアや学校支援地域本部のボランティアによる読み聞かせを行うなど、本に対する興味を高める活動を行ってきました。
- ・学校内において朝読書を実施してきたほか、図書委員による推薦図書の提案を行うなど、学校全体で読書活動の推進に取り組んできました。

③障がいのある子どもの読書活動の推進

ア) 視覚障がい者用図書の作成とサービスの充実

障がいのある子どもが読書に親しむことができるよう、大型絵本の収集を進めてきたほか、朗読ボランティア、点字ボランティアの協力により、本を朗読してカセットテープに吹き込んだ「録音図書」や「点訳図書」を作成し、来館が困難な場合には郵送貸出にも対応するなど、サービスの充実に努めてきました。

イ) 子ども発達支援センターの取り組み

- ・通所児童への絵本の読み聞かせ、児童が手に取りやすい場所への絵本棚の設置等、子どもたち自身が絵本にかかわる機会が増えるよう環境整備に努めてきました。
- ・保護者に対しては交流会やお便りのコラムなどを通して、子どもたちの発達を促す「読書活動」の必要性を伝えてきました。



子ども発達支援センターの
図書貸出コーナー

※2) 調べ学習

生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

④学校関係者の意識高揚

ア) 学校司書の配置

学校図書館への学校司書^(※3)の配置を契機として、教職員との連携による読み聞かせや朝読書等が実施されるようになり、読書への取り組みが各学校に広がるとともに、児童生徒の読書に対する関心が高まってきました。

イ) 学校向けの情報図書館利用案内等の作成

学習活動における図書館の利用方法を示した「小学校・中学校のための江別市情報図書館利用案内」と「学校図書館支援だより」を作成し、図書館事業のPRを行うとともに、図書館の一層の利用促進を図りました。

ウ) 司書教諭の配置

学校図書館法に基づき、12学級以上の学校には司書教諭^(※4)を配置しています。

エ) 学校図書館の活用

学校司書との連携により、情報図書館の図書の借入れを行ってきたほか、学校図書館の利用方法の授業を行うなど、教員による学校図書館の一層の活用を図ってきました。

⑤家庭、地域との連携による読書活動の推進

ア) ボランティアとの連携による読書活動の推進

P T A等のボランティアや学校支援地域本部のボランティアが、読み聞かせや本の修理、学校図書館内の環境整備を行うなど、家庭や地域との連携を図り、読書活動推進に努めてきました。

【課題】

小・中学校と情報図書館との連携は司書を通じて深めてきましたが、幼稚園・保育園等との連携は十分ではありませんでした。読書習慣を身に付けるためには、早い時期から読書に親しむことが重要です。団体貸出の制度の利用など積極的にかかわる必要があります。

※3) 学校司書

専門的な知識・経験を有する学校図書館担当職員。小・中学校の学校図書館において施設や資料の整備、資料の貸出、子どもたちへの読書案内や広報活動など、司書に当たる業務を行う。江別市では、情報図書館が学校担当の司書を採用し、巡回方式で学校に配置している。

※4) 司書教諭

学校図書館法において、学校図書館の専門的職務を担う教員。12学級以上の学校には必置。教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行う。

(3) 情報図書館における子どもの読書活動の推進

ア) 情報図書館で活動するボランティアとの協働

ボランティアとの協働が進み、「おはなし会」の開催回数が拡充されました。情報図書館では、本館・分館合わせて年に300回前後の「おはなし会」を、読み聞かせボランティアの協力も得ながら開催することで、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

イ) 「おはなし会」の普及

「おはなし会」は、子どもの読書に対する保護者の関心を喚起する働きかけの重要な機会の一つですが、毎年4,000人前後の子どもとその家族が参加しており、子どもたちへの読書の普及に大きく寄与しています。

ウ) 図書館見学への対応

本に対する関心を高めるとともに、本の正しい取り扱い方や図書館の利用マナーの周知を図るため、小学生の館内見学を受け入れました。

エ) 学生の就業体験

中学生のキャリア教育（職場体験）や高校生のインターンシップ（就業体験）では、図書館のカウンター業務を実際に体験してもらうほか、書庫の見学など普段は見ることのできない図書館の「裏側」も体験してもらうことで、図書館をより身近に感じてもらえるように努めてきました。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
図書館主催おはなし会の開催回数	回	305	289	299	303	342	314
図書館主催おはなし会の参加人数	人	5,743	3,929	4,032	3,964	4,636	4,330

【課題】

子どもの読書活動の推進を行う上で重要なパートナーであるボランティアが、将来にわたって安定した活動を継続していくためにも、情報図書館が一定数の人材の確保や養成に関する取り組みを進める必要があります。

(4) 保健センター等における子どもの読書活動の推進

ア) 乳幼児健康診査における取り組み

- ・保健センターで実施される4か月児健康診査では、読み聞かせボランティア「ねんねの会」の会員が絵本の読み聞かせや紹介を行っています。また、乳幼児健診を受けに来られた子どもと保護者が絵本に親しめるよう、待合スペースに年齢に応じた絵本コーナーを設けています。
- ・家庭文庫の「風の子文庫」が、1歳6か月児健康診査の際に、保健センタ

一で絵本の読み聞かせを行ってきました。

イ) 児童センター等の取り組み

児童センター等では、読み聞かせ活動の継続的な実施には至りませんでした。が、児童が自主的に読書をする環境をつくるよう努めてきました。

ウ) 子育て支援センターの取り組み

- ・ 地域の子育て拠点である子育て支援センターでは、職員やボランティアによる読み聞かせを行い、子育てを支援してきました。
- ・ 0歳から就園前の乳幼児と保護者を対象に、子育てをしている方の出会いやリフレッシュの場として開設している「ふれあいルームぽっぽ」において、読み聞かせや絵本・育児書の紹介を行いました。
- ・ 地域のふれあいの場として、「親子にこにこひろば」や「地域子育てサロン」などを各地域で開設し、絵本の読み聞かせを行いました。

【課題】

子どもたちにとって、早い時期から読書習慣を身に付けることが大切であることから、様々な機会をとらえて、より一層子どもの読書習慣の基礎づくりに向けて取り組んでいく必要があります。

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭、地域等における読書環境の整備

①家庭、地域における読書環境の整備

ア) 児童センター等の取り組み

児童センター等では、図書コーナーを設け、子どもたちが本にふれあう環境の充実を図ってきました。

イ) ボランティアの取り組み

P T A等のボランティアや学校支援地域本部のボランティアによる読み聞かせを行うなど、本に対する興味を高める活動を行ってきました。

②子どもの周囲の有害図書等の販売規制等の展開

ア) 有害図書等排除の取り組み

青少年の健全育成のために、関係機関との連携を図り、有害図書等を排除し、読書環境の整備に努めてきました。

イ) 優良な図書の普及

情報図書館では、より良い読書環境の整備に資するため、優良な図書の実物展示や「じどうしつだより」で優良図書の紹介をしてきました。

【課題】

読書の裾野を広げるには、家庭や地域で読書に親しめるような取り組みが必要です。児童センター等で子どもたちが本を手に取りやすい環境の整備を進めるほか、読み聞かせボランティアの育成など子どもの読書活動を支援していくことが求められます。

(2) 学校図書館の整備・充実

①学校図書館の図書資料、施設の整備・充実

ア) 蔵書率の向上と学校図書館の環境整備

- ・江別市の図書標準達成学校数の割合^(※5)は全国平均を下回っていますが、図書の購入を積極的に進めたため、蔵書率^(※6)は増加していました。しかし、学校図書館のデータベース化^(※7)の実施に当たり、破損等が激しいものや、記述内容が古くなったものなど、不要な図書の廃棄と整理を進めてきたため、平成22年度と23年度の蔵書率は一時的に減少しました。
- ・平成24年度から学校図書館に新聞を配置しました。
- ・児童生徒が快適な読書活動を行えるように、学校司書やPTA等のボランティアの協力を得ながら、学校図書館の環境整備に努めてきました。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
学校図書館の蔵書率	%	67.8	70.8	72.8	72.1	68.6	74.9

②学校図書館の情報化

ア) 学校図書館のデータベース化の取り組み

学校図書館のデータベース化を進めており、平成25年度末までにすべての学校で完了する予定です。

③学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進及び(仮称)学校図書館支援センター推進構想の検討

ア) 学校司書による環境整備

学校図書館の活用を充実するための人的配置については、平成18年度から巡回方式で小・中学校へ学校司書の配置を行ってきたところであり、特に

※5) 図書標準達成学校数の割合

全体の学校数に占める、「学校図書館図書標準」に定める標準冊数を達成している学校の割合を指し、図書標準冊数は各学校の学級数に応じて決まっている。

※6) 蔵書率

蔵書冊数÷図書標準冊数×100

※7) 学校図書館のデータベース化

小・中学校図書館における蔵書管理や貸出処理等の一元化を図るため、学校図書館コンピュータシステムを導入すること。

22年度から24年度にかけて国の補助金・交付金を活用して学校司書の増員を図った結果、学校図書館のデータベース化への対応や蔵書整備などの環境整備が予想以上に進みました。また、児童生徒の間では、日常的に学校図書館を利用することが定着してきています。

イ) 学校司書による学習支援

学校司書は、配置（巡回）校において学校図書館担当教諭（※8）や司書教諭等の教職員と連携・協力しながら、学校図書館の環境整備はもとより、朝読書や調べ学習、総合的な学習の時間などの教育活動に対しても支援を行ってきました。この取り組みにより、児童生徒の自ら学ぼうとする意欲が喚起され、学力の向上を目指す学校の取り組みに大きく貢献しています。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
学校司書の配置人数	人	2	2	2	6	10	6

ウ) ボランティアとの協働

学校図書館ボランティアを対象とした読み聞かせや本の修理、製本、学校図書館内の装飾などの講習を開催し、ボランティアの知識・技術の向上を図り、実践力を高めてきました。

エ) 学校図書館支援センター

情報図書館では、平成21年度から支援司書を1名配置しており、学校司書と連携して学校図書館を支援する業務を行っています。

また、学校図書館を支援するための拠点として、情報図書館の2階に事務スペースと支援用図書の収蔵スペースを設け、学校司書の活動の場と支援司書との連携の場として利用しています。

第1期計画に掲げた「(仮称)学校図書館支援センター構想の検討」については、学校図書館支援センターの名称こそ用いていませんが、情報図書館の業務と職員体制の中で、学校図書館に対する支援の形が定着し、円滑に実施されていることから、実質的には支援センターに期待された役割を果たしてきたものと考えます。

④学校図書館活動推進委員会の設置

ア) 懇談会の開催

- ・教育行政担当者、校長、司書教諭、学校図書館担当者、PTA、図書館関連の市民団体などが一堂に会する「小中学校図書館と情報図書館との連携に係る懇談会」を毎年開催してきました。

※8) 学校図書館担当教諭

司書教諭が発令されない11学級以下の学校において、校務分掌により学校図書館担当となっている教諭をいう。

- ・懇談会では、学校司書の配置（巡回）校での実績報告や効果の検証のほか、学校司書と各参加者との課題の共有や今後の取り組みに向けた提言など、児童生徒の読書環境のさらなる充実について、相互連携の確認や情報交換などを行ってきました。
- ・学校図書館活動推進委員会の設置には至りませんでした。この懇談会が推進委員会に期待された役割を代替して果たしてきたものと考えます。

【課題】

学校図書館の機能を高めるデータベース化の推進や、児童生徒の朝読書や調べ学習、総合的な学習の時間などの教育活動に対して支援を行うことは、児童生徒の自ら学ぼうとする意欲を喚起し、学力の向上を後押しするうえで大きな効果があります。

そのため、学校司書の配置（巡回）体制を継続的に整備していくことが求められますが、学校図書館担当教諭や司書教諭等の教職員との連携・協力はもとより、本来的な役割分担はどうあるべきかを含めた望ましい人員体制の検討も加えていく必要があります。

また、学校図書館の蔵書率は第1期計画当初から増加していますが、「学校図書館図書標準」に定める標準冊数を達成するまでには至っていないことから、標準冊数を達成するためのさらなる取り組みが必要とされます。

（3）情報図書館児童サービスの充実

①児童資料の充実

②児童に対する直接サービスの充実

ア) 児童書の充実

情報図書館では、子どもたちの生涯にわたって学ぼうとする姿勢の基盤づくりを図るため、児童書等の資料の整備に努めた結果、所蔵資料数は10万冊を超え、サービスの充実がさらに進みました。

イ) 児童室の充実

情報図書館の児童室に書架を増設し、できるだけ見やすく利用しやすいように工夫をして配置しました。

ウ) 図書館の利用促進

小・中学校の総合的な学習が軌道に乗り、図書館を使っの調べ学習や、朝の読書活動などによる図書館資料の利用が日常的に行われるようになりました。

エ) 「おはなし会」の開催

絵本や紙芝居などの読み聞かせをする「おはなし会」を本館・分館で開催

し、家族で絵本に親しむ機会を設けてきました。

オ) 読み聞かせ資料の貸出

ボランティア等の読み聞かせをする人たちへのPRが浸透してきたこと
によって、大型絵本や大型紙芝居などの利用頻度が高くなり、ボランティア
等の活動の活性化にも寄与することとなりました。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
児童書等の冊数	冊	92,443	94,765	97,216	101,185	104,196	103,708
児童書等の利用冊数	冊	240,668	251,733	245,881	245,676	247,409	238,877

③調べ学習や総合的な学習の時間等への対応

ア) 司書の支援

児童生徒の自ら学ぼうとする姿勢を喚起し、学力の向上を図るため、情報
図書館の学校司書が朝読書や調べ学習、総合的な学習の時間などの教育活動
に対する支援を行ってきました。

イ) 団体貸出

朝読書や調べ学習等を行う上で学校図書館の図書だけでは資料が足りな
い場合には、情報図書館の図書を貸し出し、各学校に活用してもらいました。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
「総合的な学習の時間」への対応件数	件	-	1	17	8	9	20
「総合的な学習の時間」のために学校へ 提供した資料の貸出冊数	冊	-	11	445	141	198	525
情報図書館から学校に対する 朝読書用図書の貸出冊数	冊	2,206	3,949	4,180	5,170	5,394	4,850

④職員を対象とした研修の充実

ア) 職員研修

児童サービスに関する知識・技術習得のため、必要に応じて職員による研
修会を開催したり、館外の児童サービス向けの研修会には積極的に職員を参
加させたりすることで、職員の資質向上や職員間の知識・認識の共有に努め
てきました。

【課題】

児童生徒の自ら学ぼうとする姿勢を喚起し、学力の向上を図るためには、朝
読書や調べ学習、総合的な学習の時間などの教育活動に対する支援を行う司書

の役割が重要であり、今後も継続的に学校へ司書を配置（巡回）できるような体制を整備する必要があります。

3 子どもの読書活動に関する理解と普及等

(1) 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」における行事の実施

ア) 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」の行事

「子ども読書の日」（4月23日）を初日として実施されている「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に合わせ、「おはなし会スペシャル」や人形劇などの読書活動推進に関連する行事を開催して、ボランティアとの協働を図りながら図書館の楽しさや読書の楽しさを伝えてきました。

成果指標	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
「おはなし会スペシャル」等の参加人数	人	103	79	85	85	99	74

(2) 「文字・活字文化の日」における行事の実施

ア) 読書週間の行事

「文字・活字文化の日」（10月27日）を初日として実施されている読書週間（10月27日～11月9日）に合わせ、読み聞かせや手遊び、歌などを行う「ちびっことしよまつり」や、図書館を利用してもらい読書への関心を喚起するために「雑誌リサイクル市」を行ってきました。

(3) 広報誌等による理解の促進

ア) 啓発広報の取り組み

啓発広報のため、読書活動推進の啓発ポスターを小・中学校に対して配布しました。

イ) 広報誌による情報発信

情報図書館では、「情報図書館だより」「じどうしつだより」（いずれも月1回発行）やホームページを通して、「おはなし会」をはじめとした子ども向け行事の開催や発達段階に応じた絵本の紹介など、子どもたちがもっと図書館を利用し、読書に親しめるよう願って情報を発信してきました。

第3章 子どもの読書活動推進のための方針

1 子どもの読書活動の意義

平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していたとき、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えました。このことから、読書活動は子どもたちが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが、あらためて認識されています。

社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは、大変重要なことです。そのためには、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供し、環境の整備に努める必要があります。

子どもの豊かな心を育み、健やかな成長を促すためには、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で環境の整備を推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動の現況

平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%という結果となっており、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあります。

3 三つの基本目標

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」）では、基本的方針として（1）家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組、（2）子どもの読書活動を支える環境の整備、（3）子どもの読書活動に関する意義の普及が計画推進の柱とされています。

また、「北海道子どもの読書活動推進計画」の「第三次計画」では、（1）家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進、（2）子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備、（3）子どもの読書活動の普及・啓発を基本目標としています。

江別市においては、第1期計画期間における成果と課題、国及び北海道の動向、諸情勢の変化などを検証した上で、主に北海道の第三次計画に準拠しながら、江別市の地域特性を加味した「第2期江別市子どもの読書活動推進計画」を策定するものとし、次の三つの基本目標を設定します。

（基本目標1）家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促進する取り組みは、社会全体で進めていく必

があります。そのためには、家庭、地域、学校等が、推進に向けたそれぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、多様な取り組みを進めていくことが重要です。

（基本目標2）子どもの読書活動を推進するための環境の整備

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から高校生に至る発達の各段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会の提供などを通じて、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

（基本目標3）子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、広く市民の理解や関心を高める必要があります。

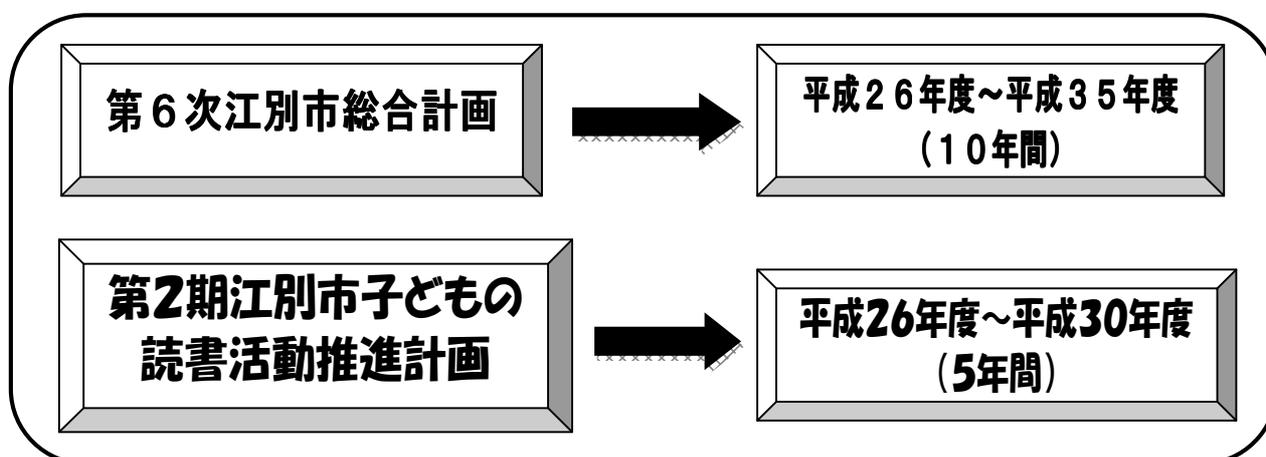
そのためには、図書館や学校等が子どもの読書に対する関心を高め、読書を好きになるような取り組みを実施したり、関係機関や団体等と連携して意識の啓発に向けた事業を推進することが重要です。

4 計画の対象

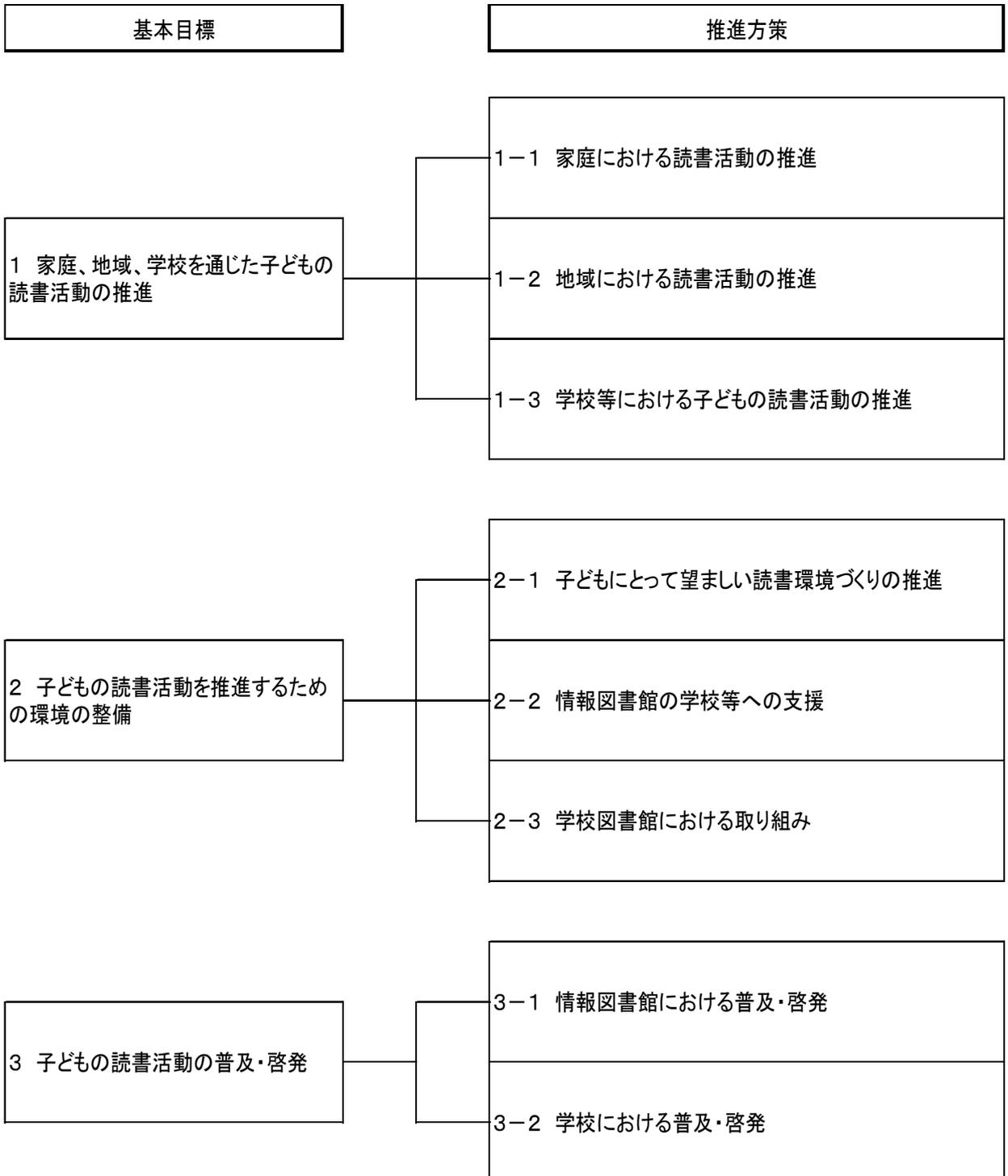
この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体を対象としました。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下としています。

5 計画の期間

計画の期間は、国や北海道の子どもの読書活動推進計画の期間が5年間であることや、新しい江別市総合計画との整合を図りやすくすることを考慮して、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



6 計画の体系



第4章 子どもの読書活動推進のための取り組み

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

《推進の方向性》

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、読書活動が家庭において習慣となるよう、保護者が積極的に取り組む必要があります。そのためには、家庭で絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書館に向かい出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけを作ることが大切です。

そのほか、毎日決まった時間に家族全員で読書をするることによって、子どもの読書習慣の形成を図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による働きかけが望まれます。

【推進に向けた取り組み】

- 情報図書館や学校・子育て支援センター・幼稚園・保育園等における本に親しむ機会や情報の提供
- 3歳～5歳の未就学児を対象とする「青空子どもの広場」における絵本の読み聞かせ

【推進方策1-2】地域における読書活動の推進

《推進の方向性》

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しむ習慣が身に付くよう、効果的な事業を実施することが望まれます。そのためには、子どもの読書活動の重要性などについて、広く市民や保護者へ啓発することが求められています。

【推進に向けた取り組み】

- 満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭の訪問と絵本の配布
- 保健センターで実施される乳幼児健康診査時における読み聞かせの実施
- 子ども発達支援センターと情報図書館との連携・協力による、障がいのある子どもの読書活動の推進
- 家庭文庫の活動状況の把握と、連携に向けた取り組みの検討

【推進方策 1－3】学校等における子どもの読書活動の推進

◀ 推進の方向性 ▶

乳幼児期や学童期における読み聞かせや、多様なジャンルの本との出会いは、読書への興味や関心を広げるものであり、中学生以降の読書は、自我の確立や進路の選択などに大きな影響を与えます。学校等における読書活動は、子どもの読書習慣の確立に大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

幼稚園や保育園等における絵本や物語の読み聞かせや、学校における各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通して、子どもにとって望ましい読書習慣の形成や学校図書館の利用の促進が求められます。

【推進に向けた取り組み】

- 幼稚園や保育園等における、保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備
- 幼稚園や保育園等における、子どもが本に親しむ活動の充実
- 幼稚園や保育園等に対する情報の提供
- 幼稚園や保育園等と情報図書館との連携による、子どもが本に親しむための取り組みの推進
- 学校における「朝読書」の継続
- 学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開
- 各学校における読書週間の普及・啓発
- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書館の利活用の促進
- PTA等のボランティアや学校支援地域本部のボランティアによる読書活動の推進
- 学校内の図書委員等による推薦図書の提案
- 障がいの程度に応じた子どもの読書活動の推進
- 学校図書館への司書配置（巡回）の継続
- 学校向けの情報図書館利用案内の作成
- 司書教諭の配置

基本目標 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

【推進方策 2-1】子どもにとって望ましい読書環境づくりの推進

《推進の方向性》

家庭においても子どもの読書活動が常態化するよう、発達の段階を踏まえた読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、学校や情報図書館、児童センター等における読書活動の実態を踏まえて、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供することによって、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。



「おはなし会スペシャル」の様子（平成25年4月27日）

【推進に向けた取り組み】

- 情報図書館における優良な図書の普及
- 情報図書館における児童書の蔵書の充実
- 情報図書館における「おはなし会」の実施
- 情報図書館における職員を対象とした研修の充実
- 読み聞かせボランティアの育成
- 児童センター等における図書コーナーの充実
- 学校図書館の蔵書率の向上と環境の整備

【推進方策 2-2】情報図書館の学校等への支援

《推進の方向性》

情報図書館は、これまで学校図書館の機能を高めるデータベース化の推進や、児童生徒の朝読書や調べ学習、総合的な学習の時間などの教育活動に対して支

援を行ってきており、これらの取り組みは、児童生徒の自ら学ぼうとする意欲を喚起し、学力の向上を後押しするうえで大きな効果を挙げてきています。

本来、学校図書館にかかわるスタッフの役割分担としては、司書教諭等の教職員が学校図書館を企画・運営する「経営」や児童生徒に対する「指導」に当たり、学校で専ら図書館業務に従事する学校司書は、図書資料の受け入れ、分類、廃棄等の「整備」や資料の活用や情報の提供等の「奉仕」を受け持つのが一般的です。

しかし、司書教諭等の教職員は、担任との兼務であることが多く、十分な活動を行うことができないため、学校図書館の中核的職務を担うことが困難な状況にあります。

本市においても同様な事情にあることから、これまでも学校司書は必要に応じて「指導」に関わり、多忙な司書教諭等をサポートしてきました。今後も司書教諭等と学校司書は常に連携をとりながら、多様な読書活動を企画・実施し、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが望ましく、学校図書館の活性化や児童生徒にとって機能的に利用しやすい環境の維持のため、年に1回は学校図書館へ支援できるような人員体制の検討を進めていきます。



学校司書の活動の様子（江別第二小学校）

【推進に向けた取り組み】

- 学校司書による学習支援
- 支援司書による学習支援
- 学校司書による学校図書館の環境整備への支援
- 学校図書館担当教諭及び司書教諭に対する研修の充実
- 「小中学校図書館と情報図書館との連携に係る懇談会」の開催
- 学校図書館ボランティアとの協働

- 学校が行う図書館見学への対応
- 中学生・高校生の就業体験の受け入れ
- 学校や学級文庫等への図書の団体貸出
- 障がいのある子どもに対応した図書の整備・充実

【推進方策2-3】学校図書館における取り組み

◀推進の方向性▶

学校教育においては、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。

そのため、各教科等の授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりするなど、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書館」であることが求められています。

【推進に向けた取り組み】

- 保護者やボランティアとの連携による図書受入作業や学校図書館の飾り付け等の工夫
- 自主的・主体的な学びを支援し、豊かな心と感性を育む図書や資料の充実による蔵書率の向上
- 司書教諭や学校図書館担当教諭による児童生徒の図書委員会活動への指導
- 情報図書館との連携強化

基本目標3 子どもの読書活動の普及・啓発

【推進方策3-1】情報図書館における普及・啓発

◀推進の方向性▶

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、地域住民が子どもの読書活動にかかわるようになることが求められます。

そのため、だれもが足を運ぶことができる図書館が、子どもはもとより、地域住民や保護者、教員、保育士等に、子どもの利用状況や子どもに人気のある本についてなど、多くの情報を提供するとともに、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくことができるよう、読書活動の意識の啓発に向けて、取り組む必要があります。

【推進に向けた取り組み】

- 子ども向けの新着図書や推薦図書の普及
- 「おはなし会」の普及
- 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における行事の実施
- 読書週間における行事の実施
- 小学校・中学校・高等学校に対する啓発広報
- 広報誌による情報発信



【推進方策3－2】学校における普及・啓発

◀ 推進の方向性 ▶

学校では、子どもの実態を踏まえて多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが求められます。

また、読書の楽しさを知った子どもには、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通して、多様なジャンルの図書を紹介するなどして、さらに読書の幅が広がるよう指導を工夫する必要があります。

【推進に向けた取り組み】

- 昼食時における校内放送の活用（新刊図書の紹介やブックトークなど）
- 読書集会など、読書に係る学校行事や学校図書館に係る行事の実施
- 学校での「読書週間」の普及・啓発
- 校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫

第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理

地域の読書団体やボランティア団体、子育てグループなど、地域住民の主体的な読書推進活動を支援するなど、本計画を効果的に推進するため、教育部が中心となり、関係機関、団体等の連携、協力関係をさらに強化し、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進めるとともに、市健康福祉部、教育部からなる「江別市子どもの読書活動推進委員会」において、本計画の進捗状況を把握し検証します。

※「江別市子どもの読書活動推進委員会」の構成

- (健康福祉部) 保健センター参事、子育て支援室子ども家庭課長、
子育て支援室保育課長、子育て支援室子ども発達支援
センター長
- (教育部) 次長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、
情報図書館長
- (事務局) 情報図書館

2 成果指標

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

○3歳～5歳の未就学児を対象とする「青空子どもの広場」における絵本の読み聞かせ

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
「青空子どもの広場」で絵本の読み聞かせを行っている回数	回	40	→

○満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭の訪問と絵本の配布

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
訪問割合 ※	%	98	→

※訪問割合：絵本配布人数／満1歳未満の乳児を持つ保護者数

基本目標2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

○情報図書館における児童書の蔵書の充実

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
児童書等の冊数	冊	103,708	➔

○支援司書による学習支援

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
「総合的な学習の時間」等への対応件数	件	20	➔
「総合的な学習の時間」等のために学校へ提供した資料の貸出冊数	冊	525	➔

○学校や学級文庫等への図書の特貸出

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
情報図書館から学校に対する朝読書用図書の貸出冊数	冊	4,850	➔

○自主的・主体的な学びを支援し、豊かな心と感性を育む図書や資料の充実による蔵書率の向上

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
学校図書館の蔵書率	%	74.9	➔

基本目標3 子どもの読書活動の普及・啓発

○「おはなし会」の普及

成果指標	単位	現状値 H24	目標値 H30
図書館主催おはなし会の開催回数	回	314	➔

第2期江別市子どもの読書活動推進計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
(平成25年) 5月 8日	第1回江別市子どもの読書活動推進委員会において第1期計画の進捗状況の検証作業
5月23日	第2回江別市子どもの読書活動推進委員会において第1期計画の進捗状況の検証作業
5月28日	定例教育委員会に第1期計画の検証結果と第2期計画の策定スケジュール等報告
6月 4日	総務文教常任委員会に第1期計画の検証結果と第2期計画の策定スケジュール等報告
7月25日	第3回江別市子どもの読書活動推進委員会において第2期計画骨子案の協議
8月 9日	小中学校図書館と情報図書館との連携に係る懇談会において計画案について意見聴取
8月24日	江別の学校図書館を考える会との懇談会において計画案について意見聴取
9月 4日	幼稚園教諭との懇談会において計画案について意見聴取
9月 5日	学校図書館ボランティアとの懇談会において計画案について意見聴取 保育士との懇談会において計画案について意見聴取
9月 6日	読み聞かせボランティア団体等との懇談会において計画案について意見聴取
9月17日	第4回江別市子どもの読書活動推進委員会において第2期計画の素案策定
10月15日～ 11月15日	第2期計画（案）に対するパブリックコメントの実施
12月20日	第5回江別市子どもの読書活動推進委員会において第2期計画（案）に対するパブリックコメントの結果報告と回答内容の審議、第2期計画の最終計画案審議
(平成26年) 1月29日	定例教育委員会において計画案審議、決定
2月12日	江別市子どもの読書活動推進委員会に第2期計画策定の報告
2月18日	総務文教常任委員会に第2期計画策定の報告

計画策定関係者名簿

○江別市子どもの読書活動推進委員会

役 職	氏 名	備 考
(教育部)		
次長	齊 藤 俊 彦	委員長
総務課長	萬 直 樹	
生涯学習課長	岩 渕 淑 仁	
情報図書館長	大 村 勇 二	副委員長
学校教育支援室学校教育課長	伊 藤 忠 信	
(健康福祉部)		
保健センター参事(健康づくり・保健指導担当)	佐 藤 はるみ	
子育て支援室子ども家庭課長	藤 澤 理江子	
子育て支援室保育課長	小 池 和 意	
子育て支援室子ども発達支援センター長	谷 藤 弘 知	

第2期江別市子どもの読書活動推進計画

平成26年3月

発行 江別市教育委員会

編集 江別市教育部情報図書館

住所 ☎069-0815 江別市野幌末広町7番地

TEL (011) 384-0202

FAX (011) 385-1129

